

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働安全衛生活動の基本](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 労働安全衛生活動の基本

#### 労働安全衛生活動の基本

労働災害を防止し、労働者の心身の健康を保持し、職場環境の快適形成を図る活動を言います。その為に、労働に最低限必要な「災害防止策」を安衛法に規定し、労働遂行のあるべき方向を明示しています。

労働安全衛生法は、労働者の「知る権利」「参加する権利」「退避する権利」の三つの権利を基礎にルール化されています。

「知る」とは、労働に内在する危険性や有害性、及び設備、労働環境などを言います。

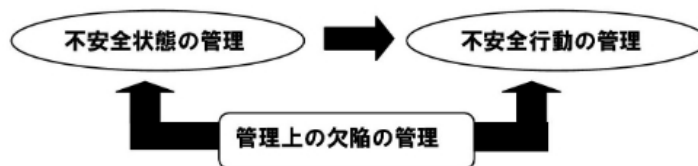
「参加」とは、労働者自身が安全衛生活動に直接係わる、参加しなければ意味がないということです。

「退避」とは、危険と感じたら、作業をストップさせる、身の危険の場合は逃げる、ということです。

したがって、このような三つの権利を具体化し活動に活かすには、**安全衛生管理活動**がその基本となります。

安全衛生管理活動の基本とは、「安全の三管理」「衛生の三管理」です。

#### 安全の三管理



何事もそうですが、原則にも「優先順位」があります。

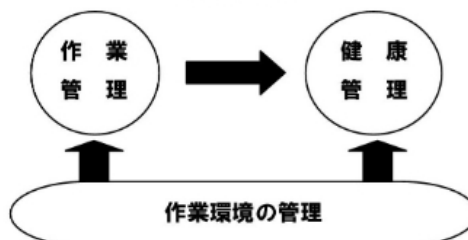
安全の三管理」は管理上の欠陥の管理が源となります。

同様に、「衛生の三管理」は、作業環境の管理が源です。

いずれにしても、安全衛生活動の基本である「安全の三管理・衛生の三管理」は、**管理・監督者による「管理活動」**が基本になると言うことです。

何故かと言うと、労働者・労働及び職場環境を支配し影響力を行使する者だからです。

#### 衛生の三管理



シート：「災害発生のしくみ」を参照のこと。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.